
個別避難計画作成
標準業務手順書
(神奈川県版 S t e p)

初版
令和6年7月

はじめに

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震をはじめ、全国各地で大規模な地震が発生しています。また近年は、令和元年台風 19 号、線状降水帯の発生など、豪雨による被害も頻発化・激甚化しています。これらの災害においては、高齢者や障がい者が多く犠牲になっており、全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の割合は、東日本大震災で約 60%、令和元年台風第 19 号では約 65%になっています。

こうした被害状況を踏まえ、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

県では、令和 5 年度に、市町村の個別避難計画作成を支援するため、国（内閣府）の事業である個別避難計画作成モデル事業（加速化促進事業）を活用し、二宮町及び真鶴町と共同で「個別避難計画作成神奈川フロースタート事業」を実施しました。この事業での取組をもとに、個別避難計画作成のフローを 5 つの S t e p に整理し、想定される業務のポイントを「個別避難計画作成標準業務手順書（神奈川県版 S t e p）」としてまとめました。

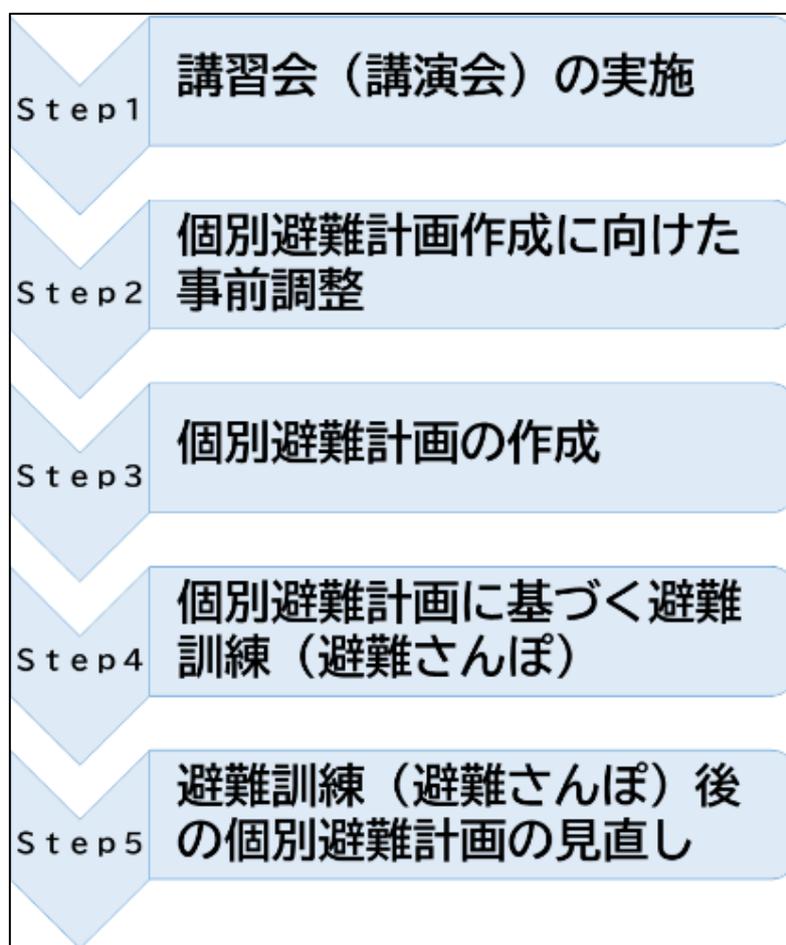
令和 6 年 1 月には能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。神奈川県でも都心南部直下地震や神奈川県西部地震などが想定されている中、高齢者や障がい者など要配慮者の適切な避難支援を行うためには、個別避難計画の作成が不可欠です。この手順書を市町村の皆様が個別避難計画の作成を進める際の一助としていただければ幸いです。

神奈川県版 S t e p の考え方

内閣府（防災担当）の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」においては、市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体の計画が作成されるためには、市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、避難行動要支援者ご本人・ご家族、自治会等の地域の関係者による計画作成を進めることが適当との記載があります。また、予算を確保した上で、福祉関連事業者・団体等に個別避難計画作成を委託する方法もあります。

この手順書は、これまで県内市区町村が取り組んでこられた個別避難計画作成の取組や工夫を否定するものではありません。個別避難計画未作成自治体においては最初の1件の作成に向けて、一部作成自治体においては作成の加速化及び実効性確保に向けての参考としていただくためのものです。

<神奈川県版 S t e p の概要>



目次

Step 1 講習会（講演会）の実施

1. 目的	1
2. テーマ（例）	1
3. 講習会（講演会）参加対象者	1
4. 事前準備	2
5. 当日運営（標準例）	2

Step 2 個別避難計画作成に向けた事前調整

1. 目的	3
2. 庁内検討会の実施	3
3. 庁外関係者へのアプローチ	4
4. 個別避難計画作成に係る事前調整会議（個別訪問）の実施	5
5. 個別避難計画の作成及び平時の情報提供に係る同意	5

Step 3 個別避難計画の作成

1. 個別避難計画の作成（地域調整会議の実施）	6
2. 個別避難計画の提出及び保管	7
3. 個別避難計画情報の提供（5ページの「同意」も参照）	7
4. 個別避難計画の更新（基本情報の時点更新）	7

Step 4 個別避難計画に基づく避難訓練（避難さんぽ）

1. 目的	8
2. 避難訓練（避難さんぽ）の必要性	8
3. 避難訓練（避難さんぽ）実施の計画	8
4. 避難訓練（避難さんぽ）参加者の当日の動き	9

Step 5 避難訓練（避難さんぽ）後の個別避難計画の見直し

1. 個別避難計画を初めて作成した場合	10
2. 個別避難計画を更新する場合	10

参考資料集

（参考）二宮町 個別避難計画作成モデル事業取組概要	13
（参考）真鶴町 個別避難計画作成モデル事業取組概要	15
（参考様式）個別避難計画	17
（参考様式）個別避難計画作成及び提供に係る同意書	18
（参考様式）避難支援等実施者情報の提供に係る同意書	19

神奈川県版 Step 1

講習会（講演会）の実施

1. 目的

- 市区町村住民、避難支援等実施者及び個別避難計画作成に参画が想定される者に個別避難計画の必要性を理解いただくことを目的として実施する

2. テーマ（例）

- 個別避難計画とは何か
- 個別避難計画の必要性
- 自助・公助・共助とは何か

3. 講習会（講演会）参加対象者

- 市区町村住民
- 避難支援等実施者となり得る個人又は団体（自治会、町内会、消防団、民生委員・児童委員、地元企業、商工会議所、青年会議所、ボランティア団体等）
- 個別避難計画の作成に参画することが想定される個人又は団体（福祉・医療関係者、自治会、町内会、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等）（以下「計画作成等関係者」という。）

<参考>用語の定義（災害対策基本法から抜粋）

- ・避難支援等関係者…消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）
- ・避難支援等実施者…避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（災害対策基本法第49条の14第3項第2号）



Point >

講習会は、市区町村の大きな単位を想定していますが、中学校区単位等の範囲で実施しても差し支えありません。

4. 事前準備

- 予算確保（会場使用料、講師謝金、交通費、チラシ作成委託料、チラシ印刷費等）、支払方法及び支払時期調整
- 会場確保、スタッフ配置検討
- 講師依頼
- 講師事前打ち合わせ（内容、時間配分、休憩時間、質問有無 等）
- 広報（市町村広報紙、チラシ、市町村ホームページ 等）
- 資料準備（Web上へのアップロード（※講師の許可が必要））、印刷
- 次第作成・印刷（必要に応じてアンケート用紙）
- 集客の声かけ



Point >

有識者、福祉関係団体職員、行政職員等の講師候補者については、県から紹介できます。

5. 当日運営（標準例）

- 受付（無の場合、事前申込として定員調整をする必要がある）
- 座席案内（自由席とすることでスタッフ配置を減らすことができる）
- 資料配付
- 司会進行
- 開会あいさつ
- 講師紹介
- 休憩
- 質疑応答（実施の有無は、講師との調整が必要）
- 閉会あいさつ
- アンケート記入
- 片付け



Point >

アンケートを活用して、個別避難計画作成希望者の抽出をすることも可能ですが、必ずしもアンケートを実施する必要はありません。



Point >

Step2の個別避難計画作成に向けた事前調整に取り組んだ後に講習会（講演会）を実施した場合、庁外関係者の参加が得やすくなります。

神奈川県版 Step 2

個別避難計画作成に向けた事前調整

1. 目的

- 個別避難計画（以下、「計画」という。）作成に携わる関係者が顔の見える関係をつくり、計画作成が円滑に進むことを目的として実施する

2. 庁内検討会の実施

- 福祉、防災、保健（医療）の各部局関係者が参加
- 計画作成のために何ができるか、どんな情報を持ち寄ることができるかを共有する
- 計画作成の優先度を定める（ハザードエリア→心身の状況→独居等居住実態を考慮する）（次頁イメージ図参照）
- 優先度を考慮して避難行動要支援者を抽出する
- 関係者間で計画様式を確認する（様式がない場合、計画様式を定める）
- 関係者間で計画作成の同意書様式及び避難支援等関係者への計画情報提供の同意書様式を確認する（様式がない場合、同意書様式を定める）
- 計画様式には、次の事項を記載する

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 避難支援等実施者の氏名、又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・ その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 計画作成スケジュールを検討する
- 必要に応じて、計画作成に係るアドバイザー候補者を選定する



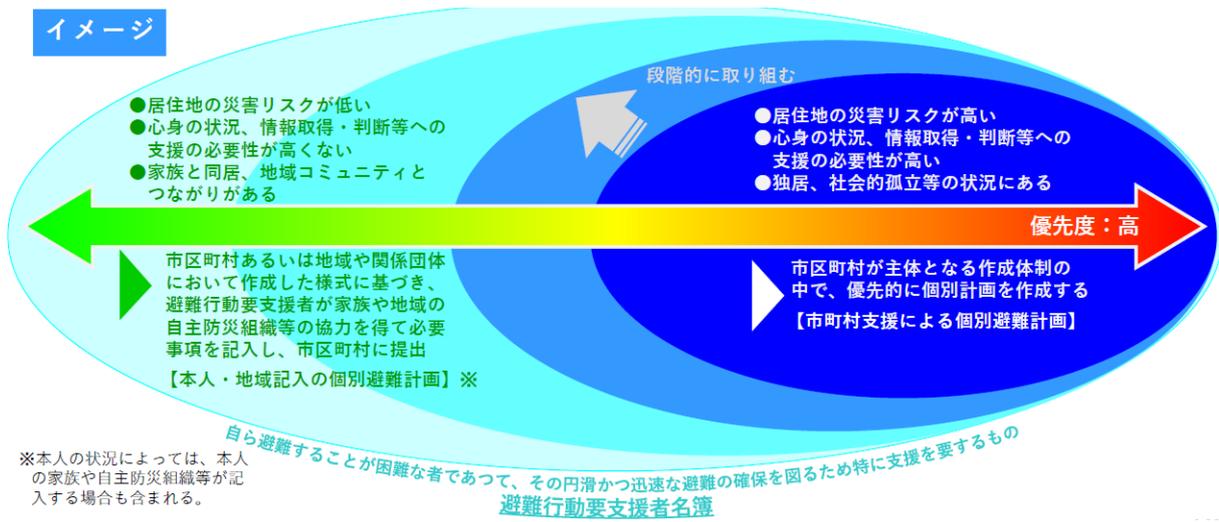
Point >

庁内関係部署の役割決めからスタートするのではなく、まずは計画を作るという意識合わせが重要！担当職員のみではなく、課長などの役職者にも入ってもらうことで進めやすくなります。



Point >

アドバイザー候補者は、計画作成経験者を充てます。



出典：令和6年度災害救助法等担当者全国会議 資料3-2より抜粋 計画作成優先度イメージ図

3. 庁外関係者へのアプローチ

- 計画作成又は避難支援等実施への協力をお願いする
- 自治会、町内会、消防団、民生委員・児童委員、地元企業・商店街組合、商工会議所、青年会議所、ボランティア団体、居宅介護支援事業者、計画相談事業者、訪問介護事業者、社会福祉協議会、障害者自立支援協議会等が主なアプローチ対象
- 庁外関係者には、計画とは何か、計画の必要性、自助・共助・公助の説明をし、協力への理解を得る

<参考> 県ホームページを活用した映像学習

風水害編 <https://www.youtube.com/watch?v=BHAga-DE9X0>

津波編 <https://www.youtube.com/watch?v=JTdfjHCXR9A>

火山編 <https://www.youtube.com/watch?v=t9QhW-B28NI>

Q1	計画は誰が作成するのか？	A1	ケアマネジャー、相談支援専門員等福祉関係者、自治会関係者、民生委員・児童委員、ご本人・ご家族、行政などが作成します。
Q2	計画作成者は、どうやって決めるのか？	A2	必ずしも決める必要はありません。避難支援等関係者が地域調整会議に集まり、計画作成様式を埋めていきましょう。福祉関係事業者と市町村が委託契約を締結し、福祉関係者に作成を依頼する事例はあります。また、基本情報はご本人・ご家族、行政が記載した上で地域調整会議を実施すると会議進行がスムーズです。

Q 3	避難支援等実施者になるのは不安です。また、避難支援できなかった場合の責任は？	A 3	計画は「共助」の取組です。避難支援対象者は、避難支援が保証されるものではありません。また、避難支援できなかった場合に、法的責任が問われることもありません。（ <u>避難支援等実施者に支援義務はありません。</u> ）
Q 4	避難支援等実施者はどうやって決めるのか？	A 4	行政が、ご本人・ご家族と協力し、親族、近隣住民、自治会、消防団、福祉事業者、地元企業等に協力を仰ぎます。避難支援等実施者は個人ではなく団体でもよいです。
Q 5	避難支援等実施者は避難行動の全てを担うのか？	A 5	発災後に声をかける方、安否を確認する方、一緒に避難する方など、役割を分担するのがよいです。

4. 個別避難計画作成に係る事前調整会議（個別訪問）の実施

- 避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、庁外関係者（アドバイザー含む。）及び庁内関係者との日程調整及び会場確保
※ 関係者による「個別訪問」が前提の自治体もある
- 関係者全員が自己紹介しつつ、顔の見える関係をつくる
- 計画とは何か、計画作成の目的、計画書及び同意書の内容（様式）を確認する

5. 個別避難計画の作成及び平時の情報提供に係る同意

- 避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）から計画作成に係る同意を得る
- 避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）から平時における避難支援等関係者への計画情報提供に係る同意を得る
- 避難支援等実施者についても、避難支援等関係者への個人情報の提供に係る同意を得る



Point >

計画作成に係る同意が得られても、平時における計画情報提供に係る同意が得られない場合もあります。

平時からの計画情報の提供について、条例による特別の定めがある場合は、同意不要となります。

神奈川県版 Step 3

個別避難計画の作成

1. 個別避難計画の作成（地域調整会議の実施）

- 避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、庁外関係者（アドバイザー含む。）及び庁内関係者との日程調整及び会場確保
※自治体規模により「個別訪問」を前提としているところもある
- 計画作成の同意に基づき、出席者で話し合いながら、まずは計画書様式の必要事項を埋めていく
- 避難先・避難経路について、避難行動要支援者ご本人の心身の状況によっては、在宅避難・垂直避難・交通用具使用避難もあり得る

<参考>

内閣府ホームページ「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」
（個別避難計画作成の手引き）

- ・パワーポイント版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pptx

- ・PDF版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pdf



Point >

計画は最初から完璧な100点満点でなくてもよく、段階的に記載を充実させていきましょう。



Point >

自宅の間取り、常用薬やマイナンバーカードの保管場所、玄関等の段差等、自宅内での動線も考慮します。



Point >

在宅避難・垂直避難の場合は、Step 4の避難訓練（避難さんぽ）に代えて、備蓄品の種類、数量、備蓄場所等について入念に確認しましょう。

2. 個別避難計画の提出及び保管

- 作成した計画は、避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、作成委託事業者等が、電子媒体又は紙媒体又はその両方により、お住まいの市区町村に提出し、市区町村は内容を確認の上、収受する
- 計画書の保管は、原則、避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、市区町村（区役所と本課等）の2者とする



Point >

平時における計画情報提供に係る同意の上で、計画書の保管者に計画作成者を含めることもできます。計画作成者に保管いただくことで、更新作業の円滑化、更新頻度の増加が見込まれます。

3. 個別避難計画情報の提供（5ページの「同意」も参照）

- 平時における避難支援等関係者への計画情報の提供については、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、事前に計画作成対象者からの同意が必要となる
- 平時における避難支援等関係者への計画情報の提供については、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、事前に避難支援等実施者からの同意も必要となる
- 災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、同意不要となる



Point >

平時の計画情報提供の同意は、「避難支援等実施者」からも得る必要があります。同意が得られない場合は、「避難支援等実施者」以外の計画情報のみ提供できます。

4. 個別避難計画の更新（基本情報の時点更新）

- 計画は、少なくとも年1回の更新を心がける
- 更新のタイミングとして考えられるものは次のとおり
 - ・避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）からのアクション（意向、申出、届出、何らかの書類提出、医療証等の更新申請 等）
 - ・ケアプラン、サービス等利用計画、個別支援計画の更新
 - ・平時からの訪問活動や見守り活動
 - ・自主防災組織・自治会等を通じた点検
 - ・防災訓練、避難訓練（避難さんぽ）
 - ・ハザードマップの見直し
- 更新した箇所は、下線を引く、更新日を記入するなど、関係者がわかるよう配慮する
- 更新した計画書の保管も、原則、避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、市区町村（区役所と本課等）の2者とする

神奈川県版 Step 4

個別避難計画に基づく避難訓練（避難さんぽ）

1. 目的

- 作成した計画の実効性確保のため、避難訓練（避難さんぽ）を実施する

2. 避難訓練（避難さんぽ）の必要性

- 避難先への経路を避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）と避難支援等実施者が避難経路を辿る避難訓練（避難さんぽ）は、予行して避難支援上の留意点を確認することにより、計画の実効性確保につながる
- 避難行動要支援者ご本人に前向きな変化が生じる可能性があり、また、避難先の雰囲気や避難行動の状況を経験し、慣れることにつながる
- 地域における支援者の輪を広げる取組として、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者への支援の必要性を近隣住民が認知してもらうことも大切
- 地域の社会資源を最大限に活用する、また、共助の力（高齢者や障がい者等にも役割がある、果たすことができる。）を引き出すことにもつながる

3. 避難訓練（避難さんぽ）実施の計画

- 地震、風水害、津波、火山等、想定災害を決める
- 実施日について、避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、避難支援等実施者、計画作成者及び庁内関係者との日程を調整する
- 想定災害に基づき、当日の避難訓練（避難さんぽ）の避難ルートを共有しておく



Point >

地域の防災訓練、市町村の総合防災訓練を活用します。（モデル事業では、避難訓練参加のハードルを下げるため、「避難さんぽ」という言葉を使いました。）



Point >

在宅避難、垂直避難の場合は、避難訓練（避難さんぽ）に代えて、備蓄品の種類、数量、備蓄場所について入念に確認します。

4. 避難訓練（避難さんぽ）参加者の当日の動き

- 今日は訓練だからと、予め準備せず、自宅の中から避難行動を始め、避難時に持参を想定される物品はいつもどおりの場所に置いておく
- 避難支援等実施者について、声かけする方、安否確認する方、一緒に避難する方など、役割分担に従って訓練する
- 行きは避難ルートを確認しつつ所要時間を計測する
- 帰りはブロック塀、プロパンガス等、危険箇所を確認する
- 避難場所（避難所）まで遠い場合は、「せめてここまで避難しましょう」というチェックポイントをいくつか決めて目標とする
- 避難場所（避難所）については、平時から段差、複数の出入り口、階段の傾斜等を確認しておく



Point >

避難は自宅のリビング等、日頃過ごす時間が長い場所から開始します。

神奈川県版 Step 5

避難訓練（避難さんぽ）後の個別避難計画の見直し

1. 個別避難計画を初めて作成した場合

- 実施日について、避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、計画作成等関係者、避難支援等実施者、及び庁内関係者との日程調整及び会場の確保をする
- 避難場所（避難所）への行き帰りで把握できた道路状況や危険箇所等を計画に反映し、計画を修正等する



Point >

この段階で福祉避難所への直接避難の必要性が見えてくる場合がありますので、福祉避難所関係者との調整を始めるきっかけとしてください。また、直接避難が必要な方のリスト作成も始めてください。

2. 個別避難計画を更新する場合

- 身体状況、生活環境等が変わっていることがありますので、避難訓練（避難さんぽ）と同日の実施が望ましい
- 避難行動要支援者ご本人（ご家族含む）、計画作成等関係者、避難支援等実施者及び庁内関係者との日程調整及び地域調整会議の会場を確保する
- 避難場所（避難所）への行き帰りで把握できた道路状況や危険箇所等を計画に反映し、計画を修正等する

参考資料集

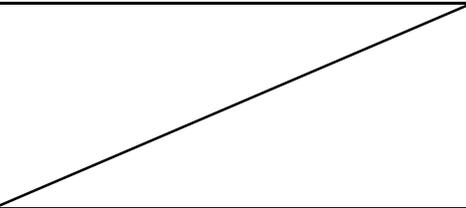
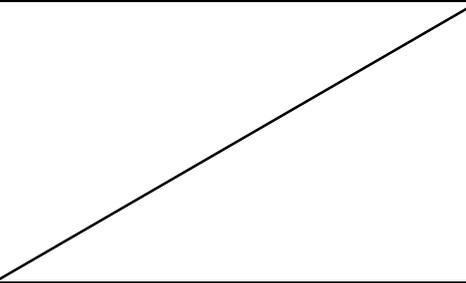
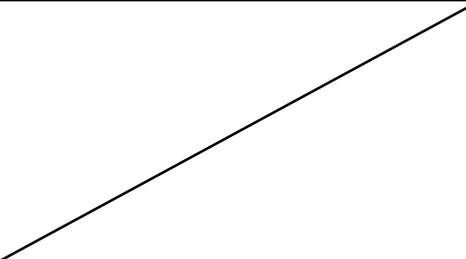
二宮町 個別避難計画作成モデル事業取組概要

Step	内容	写真
Step1 講習会（講演会）の実施	<p>「災害時における個別避難計画の必要性について」 駒沢大学 文学部社会学科 教授 川上富雄 氏 @生涯学習センター ラディアンホール 参加者：185名</p>	
Step2 個別避難計画作成に向けた事前調整	<p><庁内検討会> 心身の状況、ハザードエリア、世帯状況により計画作成対象者を抽出し、優先順位を決定</p> <p>防災、福祉、高齢、消防の各課が参加し、6回実施</p> <p><庁外関係者への周知> 地域代表者（地区長）会議、民生委員・児童委員会、ケアマネジャー会議、在宅看護連携協議会、障害者自立支援協議会及び自主防災訓練にて計画の概要、計画作成の方向性を説明</p> <p><事前地域調整会議> 計画作成対象者宅を個別訪問し、趣旨説明の上、計画作成の同意を得た</p> <p>本人、家族、地区長、ケアマネジャー、訪問看護事業所、地域包括支援センター、町（防災、福祉、高齢、消防）、県（平塚保健福祉事務所、危機管理防災課、地域福祉課）が必要に応じて参加し、4回実施</p>	
Step3 個別避難計画の作成	<p><地域調整会議> 関係者が集まり、計画を作成した</p> <p>本人、家族、地区長、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、訪問看護事業所、地域包括支援センター、町（防災、福祉、高齢、消防）、県（平塚保健福祉事務所、危機管理防災課、地域福祉課）が必要に応じて参加し、2回（2名で2回）実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難1名（避難支援等実施者は家族） ・自家用車避難1名（避難支援等実施者は町内在住別居家族） 	

<p>Step4 個別避難計画に基づく避難訓練（避難さんぽ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害想定（レッドゾーン） ・計画作成過程で近隣一般避難所への歩行避難が困難とわかったため、自家用車で福祉避難所に直接避難することとなった 	 
<p>Step5 避難訓練後の個別避難計画見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を踏まえ、関係者による計画情報の共有を改めて行った。 ・自宅～福祉避難所への候補ルートが2つ（信号の有無）あったが、信号のないルートを通ることに決まった。 ・避難を促すために災害時緊急情報配信サービスの緊急電話を活用することとした。 ・対象者の状態による避難場所での配慮内容等を確認した。 ・避難支援等実施者が不在の場合の対応を確認した。 	
<p>結果</p>	<p>モデル事業では2名作成 内訳：難病患者1名、身体障がい者1名 （年度末には6名作成できた）</p>	
<p>工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への訪問には男女ペアで行うようにした。 ・介護認定者等は訪問前にケアマネジャー等と連携し、スムーズに計画作成に結びつくよう心掛けた。 ・実際の避難訓練が行える方には避難支援等実施者、地域関係者に参加いただいた上で訓練を実施するようにした。 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町主体で行ってきた計画作成を地域、関係者主体で進めていく方向性の確立。 ・積極的に行ってきた福祉関係者への説明や情報共有を計画作成に活かしていくこと。 ・計画作成が必要な要配慮者の優先度、絞り込みをさらに進めること。 	

真鶴町 個別避難計画作成モデル事業取組概要

Step	内容	写真
Step1 講習会（講演会）の実施	<p>「災害時における高齢者等の個別避難計画について」 湘南医療大学 リハビリテーション学科（理学療法専攻）講師 下田栄次 氏 @真鶴町民センター 講義室 参加者：33名</p>	
Step2 個別避難計画作成に向けた事前調整	<p><庁内検討会> 心身の状況、ハザードエリア、世帯状況により計画作成対象者を抽出し、優先順位を決定</p> <p>福祉課及び総務局防災課が参加し、2回実施</p> <p><庁外関係者への周知> 自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、町社会福祉協議会、地域包括支援センターにて計画の概要、計画作成の方向性を説明</p> <p><事前地域調整会議> 計画の概要、計画作成の方向性を説明の上、計画作成の同意を得た</p> <p>本人、家族、自治会連合会長、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、アドバイザー（川崎市内の主任相談支援専門員）、川崎市障害計画課、町（福祉課、総務防災課）、県（小田原保健福祉事務所、危機管理防災課、地域福祉課）が参加し、1回実施</p>	
Step3 個別避難計画の作成	<p><地域調整会議> 関係者が集まり、計画を作成した</p> <p>本人、家族、自治会連合会長、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、アドバイザー（川崎市内の主任相談支援専門員）、川崎市障害計画課、町福祉課、県（平塚保健福祉事務所、危機管理防災課、地域福祉課）が必要に応じて参加し、1回実施</p>	

<p>Step4 個別避難計画に基づく避難訓練（避難さんぽ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波想定 ・避難所まで一気に歩くことが難しかったため、避難ルート上に第1目標地点を定めた ・避難ルート上の危険箇所（ブロック塀、プロパンガス、急傾斜地、急な階段）を確認した ・自宅の外からスタートしてしまった 	
<p>Step5 避難さんぽ後の個別避難計画見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難ルート上の危険箇所（ブロック塀、プロパンガス、急傾斜地、急な階段）を回避するルートと最短ルートの2パターンの計画とした 	
<p>結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業では5名作成 内訳：高齢者3名、難病患者1名、医療的ケア児1名 ・町民向けにモデル事業取組報告会を実施した 	
<p>工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で防災意識が高い地区をあらかじめピックアップしていた ・講習会及び報告会の開催日をあらかじめ決めることで計画作成のスケジュールを組んだ ・避難ルート上に第1目標地点を設定し、避難を身近に感じてもらった 	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会未加入者の把握と対応 ・避難支援等実施者の確保 ・個別避難計画への理解、作成協力の仕組みづくり 	

町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報(計画情報)は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載等することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234	聞こえに関して支援していただきたいです		

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載等することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	福祉 梅子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		<input type="checkbox"/> 避難しているかの確認
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		<input type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く
			<input checked="" type="checkbox"/> その他
			[※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認]

ふりがな	ぼうさい いちろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	防災 一郎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		<input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		<input type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く
			<input type="checkbox"/> その他
			[※具体的に書いてください 避難先に一緒に行く(呼集がない場合に限り)]

ふりがな	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	◆◆自治会	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		<input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		<input checked="" type="checkbox"/> 避難先に一緒に行く
			<input type="checkbox"/> その他
			[※具体的に書いてください]

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やしたり、欄外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ◆◆公民館(※立退き避難の場合)	自宅→町道●号線を渡る→◆◆公民館 (連絡をさみ自宅向かい) [※自宅前に流氷溝があります。 雪が積もっている時季には見えにくいので気を付けてください。]	玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているの、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●

〇〇市町村個別避難計画作成及び提供に係る同意書

〇〇 市町村長 あて

記入日 年 月 日

個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報などを提供します。

個別避難計画の作成により、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難行動の支援ができなかった場合に、避難支援等実施者などの関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、安否の確認、避難行動の支援を受けるために、個別避難計画を作成・更新することに

<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 趣旨を十分理解した上で、同意しません <input type="checkbox"/> 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます ⇒ <input type="checkbox"/> 同意します
--

個別避難計画の完成後には、平時に避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画の情報を提供することに、

<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 趣旨を十分理解した上で、同意しません <input type="checkbox"/> 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます ⇒ <input type="checkbox"/> 同意します
--

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（災害時）には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画の情報について、同意なく提供します。

<署名欄>

ふりがな	
本人氏名	
住所	
電話番号	

※代理人の方が同意書を記入した場合は、本欄に署名してください

代理人署名欄	代理人記入欄		
	本人との関係	住所 (別居の場合)	
		電話番号	

〇〇市町村避難支援等実施者情報の提供に係る同意書

〇〇 市町村長 あて

記入日 年 月 日

個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。避難支援等の実施に当たっては、避難支援等実施者（あなた）自身やその家族などの安全が前提であり、災害時の避難行動の支援を必ず行う必要はなく、避難行動の支援ができなかった場合に、避難支援等実施者などの関係者が法的な責任や義務を負うことはありません。

避難行動要支援者又はその家族等が避難支援等関係者への個別避難計画の提供について同意している場合、個別避難計画の完成後の平時に、避難支援等関係者に、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、避難支援等実施者（あなた）の情報（提供に同意を得た氏名・住所・電話番号）が含まれた個別避難計画を提供することとなります。

避難行動要支援者氏名

私は、平時に _____ 様の避難支援等実施者として、次の情報について提供することに、

- 同意します（同意する情報に☑してください）
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒ 同意します（同意する情報に☑してください）

避難支援等実施者情報		情報提供同意
フリガナ		<input type="checkbox"/>
氏名又は名称		
住所又は居所		<input type="checkbox"/>
電話番号 その他の連絡先		<input type="checkbox"/>

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（災害時）には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画の情報について、同意なく提供します。

発行

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 045-210-4750

神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 045-210-3430